

防火協会だより

編集・発行 津市防火協会
津市久居明神町2276番地
津市消防本部庁舎内
電話・FAX 059-256-4222

防火救命研修に66人が参加



▲屋内消火栓のホースを延長する訓練



▲消火器の取り扱いで、標的に放水する受講者



▲オートショックAEDの体験

救命講習でオートショックAEDも体験

1月13日、津市サンヒルズ安濃において当防火協会が主催する防火救命研修を開催し、23の会員事業所から66人の方に参加いただきました。

研修では、消防設備の使い方に関するDVD映像を視聴したのち、班に分かれて、消火器・屋内消火栓の取扱いや119番通報といった実技訓練を実施しました。

午後からの普通救命講習では、3時間にわたって心臓マッサージやAEDの取扱い訓練などを行いました。AEDの取扱い訓練では、機械が判断して自動で電気ショックを行う「オートショックAED」が紹介され、その取扱いも体験していただき、受講者全員に津市消防本部から普通救命講習の修了証が交付されました。

園児たちが市中防火パレード

12月6日、のべの幼稚園（津市久居二ノ町）の園児75人による市中防火パレードが実施されました。多くの保護者が見守る中、園児たちは拍子木

や太鼓でリズムをとり、元気よく火の用心を呼びかけました。パレードの後、園児からは消防職員に、消防署見学時の写真を飾ったはしご車型のパネルが手渡され、津市消防本部及び当防火協会からは、消防ぬりえぶっくやLED消防ストラップなどをプレゼントしました。また最後に消防署の指揮車と救急車の見学会も行われました。



▲街中をパレードする園児（12月6日）

北消防署に火災予防運動懸垂幕

当防火協会では、昨年3月に新築した北消防署に広報啓発用として、火災予防運動の懸垂幕を製作しました。火災予防運動実施中に掲出し、火災予防を皆さんにPRします。



▲北消防署の懸垂幕

防火管理講習の受講者増加に向けて

オンライン講習は前年度比、微増

一昨年、県下初の取り組みとして始めた甲種新規・乙種の防火管理オンライン講習について、2年目となる令和6年度は4回実施し、前年度比5人増の214人が受講しました。

オンライン講習の内容は、甲種新規は8時間のオンライン科目と、直後に実施する消防での実技講習2時間の受講が必要です。乙種は5時間のオンライン科目のみで、修了証も郵送で受け取れます。

事業所の方は是非、オンライン講習を

オンライン講習とは別に、講習会場において対面形式で行う講習として、甲種新規（2日）・乙種（1日）、甲種・防災再講習（3時間）、防災新規（1日）が年1回あります。中でも甲種新規・乙種は同時に開催するため、申込み開始後すぐに定員に達し、申込みできない方にお詫びしている状況です。

オンライン講習に対応可能なインターネット環境

が整備されている事業者様につきましては、受講場所、受講時間を選ばない便利なオンライン講習を是非ともご活用いただければと思います。



▲甲種オンライン講習の実技講習の様子(北消防署)

防火のぼり旗等を会員事業所に配付

隔年で行っている会員事業所への、のぼり旗、竿、マグネットシートの配付は、昨年の



①のぼり旗と②マグネットシート

秋季火災予防運動に伴い、24事業所から、のぼり旗84枚、竿74本、マグネットシート95枚の申込みがあり、火災予防運動前に受け取りいただきました。

令和7年度 防火・防災管理等講習の案内(予定)

詳しくは

●津市ホームページ防火管理講習QRコード



●津市防火協会ホームページQRコード



甲種・乙種オンライン講習

Web申込みのみとなります。甲種は8時間のオンライン講習と2時間の実技講習、乙種はオンラインのみです。

区分	オンライン受講期間	甲種の実技講習日	定員	申込期間
第1回	6月2日(月)～6月15日(日)	6月18日(水)または19日(木)	各区分共に、甲種・乙種合わせて100人程度	5月12日(月)～5月16日(金)
第2回	9月1日(月)～9月14日(日)	9月17日(水)または18日(木)		8月11日(月)～8月15日(金)
第3回	10月27日(月)～11月9日(日)	11月12日(水)または13日(木)		10月6日(月)～10月10日(金)
第4回(令和8年)	2月2日(月)～2月15日(日)	2月18日(水)または19日(木)		1月12日(月)～1月16日(金)

●甲種の実技講習スケジュール 場所：津市北消防署

区分	受付	講習時間
午前の部	9時00分～9時25分	9時25分～11時30分
午後の部	13時00分～13時25分	13時25分～15時30分

※甲種実技講習は上記のうち、いずれかの日時の受講が必要となります。※実技講習の日時の指定はできません。

●受講料

津市防火協会会員 1,500円
(一般 5,000円)

【Web申込みされる会員事業所の方へ】
助成を受けるためには、津市ホームページの防火・防災管理等講習のWeb申込みフォーム内で「津市防火協会会員事業所受講証明書」の添付が必要です。上記の当協会ホームページから証明書をダウンロードし、代表者の署名・押印を済ませPDF・JPGで準備しておき、Web申込み時に証明書を添付してください。

防火・防災管理等講習【集合型】

Web申込と窓口申込があります。甲種は2日間連続の受講が必要となります。

講習名	開催日	開催場所	定員	申込期間	●受講料
甲種防火管理再講習・防災管理再講習	7月8日(火) 13時10分～16時30分	メッセウイングNHW2階大研修室	Web申込：40人程度 窓口申込：10人程度	【市内に在住・在勤・在学の方】 6月9日(月)～6月13日(金) 【上記以外の方】 6月11日(水)～13日(金)	会員 1,000円 一般 3,000円
甲種防火管理新規講習① 乙種防火管理講習	7月9日(水) 9時30分～16時00分		Web申込：70人程度 窓口申込：20人程度		会員 1,500円 一般 4,000円
甲種防火管理新規講習②	7月10日(木) 9時30分～15時35分		Web申込：10人程度 窓口申込：5人程度		会員 2,000円 一般 4,000円
防災管理新規講習	7月11日(金) 9時25分～15時30分	津市消防本部3階 研修室	Web申込：10人程度 窓口申込：5人程度		

※窓口申込みの方は、津市ホームページから申請書をダウンロードして必要事項を記入し、会員事業所の方のみ裏面に代表者の署名・押印をして申込んでください。

消防用設備等の点検報告、忘れていませんか？

単に消防用設備等といっても様々です。消火設備では消火器など単体なものに始まり屋内消火栓・スプリンクラー設備など工事が必要となるものもあります。

このほか警報設備では、非常ベルや自動火災報知設備、避難設備では誘導灯や避難はしご・救助袋などが、一般的なものです。

消防用設備等もほかの機械・設備等と同様に経年劣化や故障で、万一の場合に作動しないことが考えられます。そのため消防法では、これら消防用設備等の設置義務がある建物には、定期的な点検・報告が義務付けられています。

消防設備の保守の始まり

昭和26年8月制定の「津市火災予防条例」には、関係者による消防設備の有効な保持と、故障の修理を定めただけでした。昭和36年4月制定の消防法施行規則に、初めて消防用設備等の点検が規定され、外観点検は3か月に1回以上、作動・性能点検は5年に1回以上とされました。昭和44年3月の施行規則改正

で、点検結果を3年に1回以上、消防機関へ報告することが義務付けられました。

点検報告制度の確立

昭和47年5月の大阪市千日デパートビル火災（死者118人）や、翌48年11月の熊本市大洋デパート火災（死者104人）など、多数の犠牲者が出た火災を踏まえ、昭和49年6月に消防法が改正され、百貨店・複合用途防火対象物などの既存の特定防火対象物に消防用設備等が遡及適用されるとともに、消防用設備等の機能維持の徹底を期すため、建物の関係者に点検が義務付けられました。

昭和49年の7月の施行令・施行規則改正で、点検内容が規定されました。その後の改正もあり現在は、消防設備士や消防設備点検資格者などにより、消火器・誘導灯等は6か月ごとの機器点検、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等は6か月ごとの機器点検と1年ごとの総合点検が義務付けられています。そしてその結果を、社会福祉施設・飲食店・病院等の特定防火対象物は1年に1回、工場・事務所等の非特定防火対象物は3年に1回、消防署長に報告することとなっていますので、怠たることのないようにしましょう。

防火管理講習の解説

▶防火管理講習の解説など詳しくは津市防火協会ホームページで

甲種防火管理新規講習(2日間) 【甲種防火対象物の関係者が対象】

- ◎養護老人ホーム等の社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、全体の収容人員が10人以上のもの
- ◎飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物(特定防火対象物)で、全体の収容人員が30人以上、かつ、延面積300㎡以上のも
- ◎工場、事務所、共同住宅などの建物(非特定防火対象物)で、全体の収容人員が50人以上、かつ、延面積が500㎡以上のも

乙種防火管理講習(1日間) 【乙種防火対象物の関係者が対象】

- ◎特定防火対象物で、全体の収容人員が30人以上、かつ、延面積300㎡未満のもの
 - ◎非特定防火対象物で、全体の収容人員が50人以上、かつ、延面積が500㎡未満のもの
 - ◎甲種防火対象物に同居するテナント等のうち次のいずれかに該当するもの
 - ・養護老人ホーム等で収容人員が10人未満のもの
 - ・飲食店、物品販売店など不特定多数の方が出入りするもので収容人員が30人未満のもの
 - ・事務所、倉庫などで収容人員が50人未満のもの
- ※乙種防火管理講習の対象者であっても、甲種防火管理講習を受講することができます。

甲種防火管理再講習(3時間)

飲食店、ホテル、病院、物品販売店など不特定多数の方が出入りする建物(特定防火対象物)及びこれらの施設を含む建物等のうち、建物全体の収容人員が300人以上、かつ、甲種防火管理者の選任を必要とする建物又はテナントで、防火管理者に選任されている方は、おおむね5年ごとに再講習の受講が必要です。

*甲種防火管理新規講習又は再講習の修了日から、防火管理者に選任された日までの期間が4年より長い場合は選任された日から1年以内に、4年以内の場合は、講習修了日以降における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。また、以後5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。

危険物取扱者試験予備講習会を開催

10月2日(水)に令和6年度後期危険物取扱者試験予備講習会(乙種4類)を初めて北消防署で開催し、16人が受講しました。受講者は1か月後の試験に備え、関係法令の講義や例



題に取り組んでいました。受講者のうち当協会会員の11人には、1人につき3,000円を助成しました。令和7年度前期危険物取扱者試験予備講習会は、下表のとおり5月8日(木)に実施します。申込みは当協会のホームページからWEB申込みのみです。受講料助成に必要な会員事業所受講証明書の添付もフォーム内で可能です。なお、予備講習会のみ申込みを行い、危険物取扱者試験の受験申請を行っていない方が見えますので、必ず危険物取扱者試験の受験申請を行きましょう。

令和7年度前期危険物取扱者試験予備講習会 受講申込みはインターネットで

5月8日(木)9:00~16:45(定員40人程度)
申込期間:4月7日(月)9:00~4月18日(金)17:00
会場:津市北消防署2階 研修室
受講料:当協会会員4,000円(一般7,000円)

※詳しくは、津市防火協会ホームページでご確認ください。

試験の申請も忘れなく
試験は6月8・14日

異常気象とも言われる今年の猛暑と豪雨

津で猛暑日が観測史上1位

今年の夏は非常に暑かったです。津市では7月から9月まで、最高気温30度以上の真夏日が51日、特に35度以上の猛暑日が、観測史上1位の22日もありました。津の月平均気温では7月・9月は観測史上1位でしたが、8月は月末に台風や大雨があったため2位でした。ちなみに津の最高気温は平成6年8月5日に記録した39.5度です。気象庁の検討会は、全国的に去年と並び統計開始以来「最も暑い夏」になり、異常気象とも言えるとしています。

台風と豪雨、避難所も丸4日開設

8月22日に発生した台風10号は、ノロノロ迷走と呼ばれ長期間にわたり豪雨などの影響を及ぼしました。九州に上陸し停滞していた時、暖かく湿った空気の影響で、8月29日には津でも大雨となり、昼12時までの1時間雨量が64.5mmとなり、13時までも47.5mmと多く、市内の道路が各所で冠水しました。8月31日の13時までの時間雨量も47.5mmでした。台風は9月1日正午、志摩半島南の海上で、熱帯低気圧に変わりましたが、その後も東海や関東で局地的に激しい雨となりました。津ではさらに9月10日、11時までの時間雨量が57.0mmとなり、



▲台風10号の進路図(出典:気象庁ホームページ)

年に3回も時間雨量が50mm程も降ったことは記憶にありません。

8月29日の正午過ぎから、津では高齢者等避難情報が発令され、市内の各所の避難所が開設され、それから悪天候が続いたため、多くの避難所が、9月1日までの丸4日間、開設を余儀なくされました。これも初めての事です。



▲消防本部周辺での道路冠水状況

能登で記録的豪雨、死者も

台風14号が温帯低気圧となって日本海に移動し、秋雨前線と相俟って、9月21日朝、能登地方に線状降水帯が発生し、輪島市では観測史上最大の時間雨量121mmの猛烈な雨を観測し、22日正午までの48時間で498mmという大雨となりました。

昨年1月の能登半島地震で甚大な被害を受け、復興途中であった能登地方を豪雨が襲い、多くの河川が氾濫し、また土砂崩れなどで流れてきた倒木や、木造家屋のガレキによって、住宅が濁流にのみ込まれました。復旧工事の中の人を含め16人が犠牲となりました。

一方、令和7年1月28日現在の能登半島地震(令和6年1月1日発生)による死者は515人(災害関連死287人含む)、行方不明2人となっています。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、初の発表。課題も

昨年8月8日午後4時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の大きな地震が発生し、宮崎県日南市では震度6弱の揺れ、九州で最大50cmの津波を観測しました。宮崎、鹿児島で建物等の被害が出ました。

この地震で気象庁は、専門家で作る評価検討会を開催し、その結果、南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震が発生する可能性が普段と比べ相対的に高まっているとして、令和元年の運用開始以来、初めて「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を発表しました。この情報が、特定の期間中に大規模地震が必ず発生することを伝えることではないとしました。

総務省消防庁では、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された29都府県707市町村に対して通知を出し、今後1週間程度、避難態勢の準備等を周知しました。内閣府などは、普段の生活を続けながら、家具の固定、避難場所・経路、水などの備蓄、家族との安否確認方法など、地震への備えを再確認するよう呼びかけました。

これにより、全国で防災用品、携帯トイレが売れ、食品類が品切れになったりしました。海水浴場で遊泳禁止となる所も出て、ホテル等ではキャンセルが相次ぐといった社会活動に影響も出ました。その一週間後の8月15日午後5時に、呼びかけが終了しましたが、市民や自治体でも理解が十分でなかった実態が浮き彫りになりました。

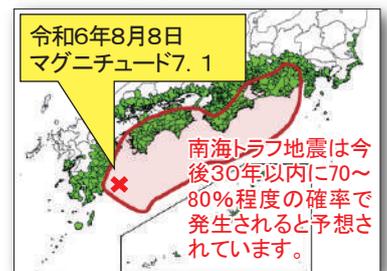
12月20日、内閣府では検証結果を受けて、今後臨時情報を発表する際には、気象庁の記者会見に内閣府の防災担当者が同席し、とるべき防災対応を解説するといった改善策を示しました。

今年1月13日午後9時19分頃、昨年とほぼ同地点の日向灘沖でマグニチュード6.6の地震が発生、宮崎市などでは震度5弱を観測し、検討会が開催され「調査中」が発表されましたが約2時間後には「調査終了」となりました。

【参考】想定震源域内などでマグニチュード(以下、Mという)6.8以上の地震が発生したり、ひずみ計で関連性の検討が必要と認められる現象を観測するなどして、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催される場合に「臨時情報調査中」が発表、最短2時間で次のとおり発表されます。

◎M7.0~8.0未満の地震発生時に「巨大地震注意」が発表され、必要に応じて自主避難が呼びかけられます。

◎M8.0以上の巨大地震発生時に「巨大地震警戒」が発表され、対象地域では事前避難(一週間程度の避難指示または高齢者等避難)などが呼びかけられます。※津市は対象地域でないですが、呼びかけする場合もあります。



▲南海トラフ地震の想定震源域(赤枠)と防災対策推進地域(緑色)

令和6年8月8日
マグニチュード7.1

南海トラフ地震は今後30年以内に70~80%程度の確率で発生されると予想されています。